



③-1 JAリフォームローン

((一社) 静岡県農協保証センター・静岡県農業信用基金協会保証)

JA御殿場

平成 28 年 4 月 1 日現在

商品名	JAリフォームローン									
ご利用いただける方	<p>○当JAの組合員の方。</p> <p>○住宅所有者であること。または家族が住宅所有者である方。</p> <p>○お借入時の年齢が20歳以上66歳未満であり、最終償還時の満年齢が80歳未満の方。</p> <p>○前年度税込年収が原則200万円以上ある方（農業者の方の場合は150万円以上とし、自営業者の方は前年度税引前所得とします）。</p> <p>○勤続（又は営業）年数が原則、3年以上の方。</p> <p>○団体信用生命共済にご加入できる方。</p> <p>○当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。</p> <p>○その他当JAが定める条件を満たしている方。</p>									
資金用途	<p>○ご本人またはご家族が居住するための既存住宅の増改築・改装・補修およびその他住宅に付帯する施設等の住宅関連設備資金を対象とします。</p> <p>（住宅関連設備の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・門、塀、車庫、物置 ・宅地内の植樹、造園、シロアリ駆除 ・システムキッチン、ユニットバス、システムタイプの洗面化粧台 ・冷暖房設備、給排水施設、家具・照明器具などのインテリア ・マンションの外壁、給排水施設などの共用部分の修繕工事負担金 ・太陽光発電システム ・耐震改修工事費 <p>○他金融機関または信販会社から借入中のリフォームローンの借換資金であること。ただし有担保は対象外。</p>									
借入金額	<p>○10万円以上1,000万円まで（1万円単位）であり、所要額の範囲内であること。</p> <p>前年度税込年収が400万円未満の場合は住宅ローン・リフォームローン（無担保の住宅資金含む）の借入残高合計が前年度税込年収の6倍以内であること。</p> <p>○年間元金返済額の前年度税込年収に対する割合が次の範囲内であること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">前年度税込年収</th> <th style="text-align: center;">年間返済比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">正組合員 150万円以上 250万円未満 准組合員 200万円以上 250万円未満</td> <td style="text-align: center;">30%以内</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">250万円以上 550万円未満</td> <td style="text-align: center;">35%以内</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">550万円以上</td> <td style="text-align: center;">40%以内</td> </tr> </tbody> </table>		前年度税込年収	年間返済比率	正組合員 150万円以上 250万円未満 准組合員 200万円以上 250万円未満	30%以内	250万円以上 550万円未満	35%以内	550万円以上	40%以内
前年度税込年収	年間返済比率									
正組合員 150万円以上 250万円未満 准組合員 200万円以上 250万円未満	30%以内									
250万円以上 550万円未満	35%以内									
550万円以上	40%以内									
借入期間	○1年以上15年以内とします。									
借入利率	○お借入後の利率は、基準日（4月1日および10月1日）の基準金利（住宅ローンプライムレート）により、年2回見直しを行います。ただし、基準金利が大幅に変動した場合は、それ以外の日に適用利率を変更する場合があります。									
返済方法	<p>○元利均等返済（毎月の返済額（元金+利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、年2回返済方式および特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え6か月ごとの特定月に増額して返済する）のいずれかをご選択いただけます。</p> <p>○お借入利率に変動があった場合でも、ご返済額の中の元金分と利息分の割合を調整し、5</p>									

	年間にご返済額を変更いたしません。ご返済額の変更は5年ごとに行い、変更後のご返済額は変更前のご返済額の1.25倍を上限といたしますが、当初のお借入期間が満了しても未返済残高がある場合は、原則として期日に一括返済していただきます。										
担保	○不要です。 ただし、お借入金額が500万円超となる場合は、原則、ご融資対象物件に第1順位の抵当権を設定登記させていただきます。										
保証人	○当JAが指定する保証機関（静岡県農業信用保証協会または（一社）静岡県農協保証センター）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。										
保証料	○一括前払い方式となります。 ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。 【お借入額100万円あたりの一括支払保証料（例）】 <table border="1" data-bbox="386 593 1358 689"> <tr> <td>お借入期間</td> <td>1年</td> <td>5年</td> <td>10年</td> <td>15年</td> </tr> <tr> <td>保証料（円）</td> <td>2,472円</td> <td>11,860円</td> <td>21,154円</td> <td>28,364円</td> </tr> </table>	お借入期間	1年	5年	10年	15年	保証料（円）	2,472円	11,860円	21,154円	28,364円
お借入期間	1年	5年	10年	15年							
保証料（円）	2,472円	11,860円	21,154円	28,364円							
団体信用生命共済	○当JA所定の3種類の団体信用生命共済のいずれかにご加入いただきます。 なお、共済掛金は当JAが負担いたしますが、選択される団体信用生命共済の種類により借入利率は下表記載の加算金利分高くなります。 <table border="1" data-bbox="328 817 1393 1025"> <tr> <td>団体信用生命共済</td> <td>加算金利</td> </tr> <tr> <td>団体信用生命共済（特約なし）</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>3大疾病保障特約付団体信用生命共済</td> <td>年0.30%</td> </tr> <tr> <td>9大疾病補償特約付団体信用生命共済</td> <td>年0.30%</td> </tr> <tr> <td>長期継続入院保障特約</td> <td>年0.10%</td> </tr> </table>	団体信用生命共済	加算金利	団体信用生命共済（特約なし）	なし	3大疾病保障特約付団体信用生命共済	年0.30%	9大疾病補償特約付団体信用生命共済	年0.30%	長期継続入院保障特約	年0.10%
団体信用生命共済	加算金利										
団体信用生命共済（特約なし）	なし										
3大疾病保障特約付団体信用生命共済	年0.30%										
9大疾病補償特約付団体信用生命共済	年0.30%										
長期継続入院保障特約	年0.10%										
手数料	○事務取扱手数料…5,400円 ○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税等含む）が必要です。 ・全額繰上返済の場合…3,240円 ・一部繰上返済の場合…3,240円 ○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は5,250円の条件変更手数料（消費税等含む）が必要です。										
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店（所）または融資部（電話：0550-84-4835）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、静岡県農業協同組合中央会が設置・運営する静岡県JAバンク相談所（電話：054-284-9913）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、静岡県弁護士会あっせん・仲裁センターで紛争の解決を図ることも可能です（JAバンク相談所を通じての利用となります。）ので、利用を希望される場合は、上記金融部または静岡県JAバンク相談所にお申し出ください。										
その他	○お申込みの際は、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。										